

## 第16回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年10月29日(火) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

## 5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 議案第 1 号 土地の現況証明願いについて
- 日程第 7 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 9 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について
- 日程第 10 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第16回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

秋も深まり冬を迎える準備に何かと忙しい中、第16回総会に出席くださりましてありがとうございます。

先日衆議院議員の選挙が行われ、与野党の枠組みに変化が起きておりますが、一次産業に良い方向に向かうことを願うばかりです。今月は農地パトロールや現地調査等に参加くださりまして大変ご苦労様でした。来月も1件の利用集積、利用権設定の申出がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。今月予定しておりましたタカナシ乳業の工場見学が来月以降に延期になりましたので、日程の調整をしたいと思います。

本総会には、議案が5件の提案をさせていただきます。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番阿部委員、7番篠原委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

9月27日「令和6年度農業者年金記録管理システム研修会」が茶内支所でWeb開催され、埴見係長が参加しております。

9月30日「令和6年度獣魂祭」が茶内市街で開催され、白川会長が出席してお

ります。

10月4日「令和7年度北海道農業会議会費額の方針についてのWEB説明会」が茶内支所でWEB開催され、私と埴見係長が参加しております。

10月9日「令和6年度農地パトロール」を委員12名、事務局2名、農林課職員2名により実施いたしました。過去1年間で農地法、基盤強化法により権利設定等があった農地や農地転用、現況証明箇所の進捗状況などを重点に町内の農地の利用状況の確認を行っております。また、前年に引き続き指摘のあった牧草収穫が遅れている土地所有者に対しては、今後は正指導を行い、引続き遊休農地発生防止に努めていくことを確認しております。

10月10日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇地区で実施し、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。願い出地は〇〇〇氏の所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

10月15日～17日「令和6年度のうねんセミナー」が札幌市で開催され、前田主事が出席しております。

10月18日「農地評価に係る農地部会現地調査」を〇〇地区で実施しております。対象地は〇〇〇氏所有地でございますが、〇〇さんは本年〇月頃営農を中止し、農地については近隣農家が管理しておりましたが、この度のあっせん申出に基づき、今後地域利用協議を行い、次の使い手を設定していくこととなります。

10月25日「第4回農政部会」を開催し、農政部会委員5名、白川会長、事務局2名が出席しております。広報はまなか12月号への農業委員会情報掲載内容と、11月より実施する農業者年金推進活動について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土

地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委6-7号の願い出人は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は浜中〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇、〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名により10月10日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。  
浜農委6-7について、質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

航空写真を見ても、〇〇〇の〇、〇〇〇の〇、〇〇〇の〇を除くのは分かるのですが、それ以外にも使われていないようなのがありますが、ここだけというのはどういうことなのか。

事務局長

〇年程前に離農し〇〇〇〇に売りましたが、買取されなかった土地をこの度、〇〇が、新規の方が就農するので買うこととなりました。後々は、新規の方に売り渡す予定で、今回現況証明願を上げてきたんですが、現況証明願の目的は、公簿地目が牧場と畑になっており、これだと現況地目が原野だったり雑種地であろうと、売買するには登記地目も原野や雑種地に変えなければならない、現況地目とそろえなくてはならない、そうしなければ法務局で登記を受付してくれません。

まず、登記地目の牧場と畑を原野に地目変更をし、そうすると公簿地目も現況地目も原野になるので、農業委員会の総会を通さずに売買をしていく流れになります。

妹尾委員がおっしゃった〇〇〇の〇の図面上で上と下の土地は〇さんが所有して

いる土地ではなく、○又は○の土地ではないかと思われます。○○○の上の土地は、○○が買い取っており、その下の土地は、○か○の土地ではないかと思ひます。残りの宅地とか施設が建っているところは、公簿地目を原野に変えて、○○に売っていくことになリます。

議 長 よろしいですか。

妹 尾 委 員 はい。

議 長 ほかに何かございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委6-7を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委6-7は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内西○線○○○番地、○○○氏所有地、対象地は円朱別西○線○○番、○筆、面積○○、○○○.○○㎡で、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○氏に売買による権利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
整理番号1について、7番篠原委員、お願いします。

篠原委員

ここの土地は〇〇さんの土地で、そこに行くまでの道路が通れなくなったということで、隣接した〇〇さんに売買するということを聞いております。  
以上の理由で売買することに問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。  
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。本案については、私が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。  
私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、嵯峨職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長退席)

(議長交代)

職務代理

それでは、引き続き会議を行います。  
これから議案第2号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

以前も申したことがあると思うんですが、所有者明記はできないものなのか。周りは民間の人が所有している土地だと思うんですが、妥当か判断するにも、せめて所有者明記できないのですか。

事務局長

今回売る人が〇〇〇さん、〇〇さんの土地は地図で見ると〇〇と〇〇の東側になります。〇〇さんは、〇〇の北西に隣接しています。〇〇さんの方から売買の申出があったのですが、〇〇の東の沢に通り道がありますが、雨で崩れて通れない、土も流れてしまって直すのも大変な状況で、〇〇さんが行くことが不可能になったの

で、隣接地で畑を使っている〇〇さんに買い取ってくれないかと言ったそうです。それで今回売買の手続きを行ったということです。

妹尾さんがおっしゃったように、対象地の周りの土地を誰が持っていて誰が耕作しているか、その程度の情報は今度から分かるように表示するようになりたいと思います。

職務代理 よろしいでしょうか。

妹尾委員 はい。

職務代理 ほかに何かございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(会長入室)

(議長交代)

議長 それでは、引き続き会議を行います。

日程第8 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」と



されており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の報告でございますが、整理番号1は、茨城県常陸大宮市小祝〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第3号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

6番阿部委員。

阿部委員

農業への年間従事日数が何か月で出ていますが、今まで何日で表示されていましたが、何か月でも大丈夫なんですか。

農政係長

ほかの報告では、日数で表示していますが、今回何か月と表示しております。要件では150日以上ということでございますので、それを超えていることで、要件を満たしていることとしております。表示については、記載要領を確認しまして日数に統一したもので提出いただくように指導いたします。

議長

よろしいですか。

阿部委員

はい。

議長 ほかには何かございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買2件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、売買による利用権の移転、整理番号2は、茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、売買による利用権の移転ですが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。

整理番号1については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、農地部会の方々に調整をお願いいたします。

次に、整理番号2については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、農地部会の方々に調整をお願いいたします。

日程第10 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定3件、の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、札幌市中央区北○条西○丁目○番地○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○所有地、対象地は茶内橋北西○番、ほか○○筆、面積○○万○,○○○.○○㎡で、この土地を茶内栄○番地、○○○○○○○○に売買による権利の移転、整理番号2は、茶内栄○番地、○○○○○○○○○○所有地、対象地は茶内○線○○番、ほか○○筆、面積○○万○,○○○.○○㎡で、この土地を茶内東○線○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、茶内栄○番地、○○○○○○○○○○所有地、対象地は西円朱別西○○○線○○番、ほか○筆、面積○○万○,○○○.○○㎡で、この土地を西円朱別西○○○線○○番地、○○○○○○○○○○に賃貸借による権利の設定、整理番号4は、茶内栄○番地、○○○○○○○○○○所有地、対象地は厚陽○番、ほか○○筆、面積○○万○,○○○.○○㎡で、この土地を茶内栄○番地、○○○○○○○○○○に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号1から4で、○○番○○委員と○○番○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員、○○委員退席)

それでは、議案第5号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に整理番号2について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 整理番号2から4まで共通なんですけど、利用権の期間が〇年となっていますが、何か意図があるんですか。

事務局長 今回賃貸借が切れるのが〇〇月〇〇日なんですけど、今まで〇年間借りていて今回切れることとなります。切れた後どうしますかということで、関係する農家に確認したところ、また同じく〇年間で賃貸借を続けますということでお返事をいただいたので、この期間で計画書を作成しております。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 〇年以上長く、〇〇年とはできないのですか。  
利用権設定の賃貸借とかは町内で多分〇〇〇件近くあると思いますが、〇年ごとに更新していくと事務手続きが煩雑になりすぎると思うんですけど、事務局3人でやっているの、〇〇年とかにするともっと事務が楽になると思うんですけど、そういう要請ってできないものなんですか。  
忙しい思いをして〇年ごとに更新する必要があるのか、どの人たちもまだ農業を続ける人たちですし、〇〇年は長いですが、〇〇年というのを進めてみてはどうなんでしょう。

議長 買取というのが間に入りますよ、〇〇〇〇〇〇の関係で、基本は買取が主となっている、買い取るまでの間、〇〇〇〇〇〇からの借り入れという形をとっています。資金の準備のため、賃料を通常より安くして、最終的には買取という目的のために期間を設けています。しかし、賃料が安いから借りている方が得だという形となっていますが、事業の中で〇〇〇〇〇〇の土地は、〇～〇割は買い取っていると思います。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 事務手続きが大変なので、途中解約はできるので、〇〇年でやったほうが事務の手続きも楽になると思うんですけど、その辺どうなんですか。

事務局長 〇〇が関係する集積計画は円滑化事業、〇〇〇〇が関係する集積計画書は保有合

理化事業に基づいて計画を組んでいます。どちらも〇年間借りて、そして〇年後には買取を基本に組んでいます。

整理番号2から4の人も本当は〇年前に、〇年間借りてから買い取りだねって組んだと思うんですが、買取の意向を今回聞いたところ買い取らないで賃貸続けたいという希望があって、〇〇でも了解したので、賃貸借継続になっております。

ですから〇〇年、〇〇年にして最初から長くするっていうのは、円滑化事業や保有合理化事業の規定にそういうものがないものですから、できないかと思います。

議長

よろしいですか。

色々諸事情がありまして、円滑化を持っている団体しかこれを継続できないので、これは道内でも〇カ所、おそらく円滑化の事業を継続しているのは道内で〇〇と〇〇と〇〇〇〇しかないの、〇年で買い取ってくださいよと事業がスタートしていますから、〇〇年、〇〇年には、することはできないが延長は可能です。

ただし、〇〇の場合はできません。〇〇の場合は資金力があって、円滑化の土地については、最近は、ほとんど継続です。

ほかに何かありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯峨委員

安い賃料も買取の弊害になっている気もします。他の賃貸借を行っている者との不公平感というのも出てくるのかもしれないと思うのですが。

議長

決められた事業に基づいて、基本は〇年後に買い取るという前提です。

よろしいですか。

妹尾委員

はい。

嵯峨委員

議長

ほかに何かありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に整理番号3について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に整理番号4について、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、11月25日、月曜日、午前10時00分からを提案します。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月25日、月曜日、午前10時00分からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月25日、月曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第16回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。



閉会時刻 午前11時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 6番 阿部栄子

浜中町農業委員会 7番 篠原弘